

従事者共済会貸付金細則

第1条 東京都社会福祉協議会従事者共済会規程（以下「規程」という。）第32条の貸付は、この細則に定めるところによる。

（貸付対象）

第2条 この貸付は、次の各号の一に該当するとき加入者からの申請により東京都社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、これを貸付けるものとする。

- （1）災害、傷病、及び葬祭のための費用
- （2）結婚、出産のための費用
- （3）教育のための費用
- （4）住居、家財等の購入のための費用
- （5）自動車購入、旅行のための費用
- （6）前各号の他、生活上必要であり、会長が認めた場合

（貸付資格）

第3条 借受けようとする加入者は加入期間が1年以上で次の各号に該当しない者とする。

- （1）この資金の貸付を受けている者
- （2）この資金の貸付を受けている者の連帯保証人（以下「保証人」という。）となっている者
- （3）掛金を滞納している者

（普通貸付）

第4条 貸付のうち普通貸付の貸付金の額は300万円を限度とし、貸付単位は5万円単位とする。

2 普通貸付の貸付額は、借受けようとする加入者のその月に退職した場合に給付される退職共済金額を上限とするが、55万円以上の貸付額はその90%以内とする。

（特例貸付）

第5条 第2条の（1）に該当する場合は、普通貸付より利率が低い特例貸付とすることができ、その場合の貸付額は100万円を限度とし、貸付単位は5万円単位とする。

2 特例貸付は、次の各号に該当する場合であって、別に定める書類が添付されて申請された場合とする。

- （1）加入者の居住する家庭に災害があったとき
- （2）加入者、配偶者、未婚で同居の子（配偶者の子を含む）、加入者が扶養している父母（配偶者の父母を含む）または祖父母（配偶者の祖父母を含む）が、申込日前後の30日間のうち、連続して、または通算して10日以上入院したとき
- （3）加入者の配偶者、子（配偶者の子を含む）、父母（配偶者の父母を含む）または祖父母（配偶者の祖父母を含む）の葬祭のとき

（利率）

第6条 貸付利率は、貸付利率表（別表1）のとおりとし、会長は代議員会の審議を得て、普通貸付、特例貸付ごとに、年度内1回に限り新規貸付者より変更することができるものとする。

（遅延損害金）

第7条 会長は、借受人が毎月の返済期限までに返還金を納入しなかったときは、延滞元金に対し年利14.6%の遅延損害金を最終返還金に加え徴収する。ただし、災害その他止むを得ない事情があるときは、会長は遅延損害金を減免することができるものとする。

(貸付申請)

第8条 借受けようとする加入者は、借受申込書(貸付様式第1号)に、所属する団体又は施設長の同意を得、次の書類を添付して会長に提出するものとする。

- (1) 印鑑登録証明書(55万円以上)
- (2) 第2条に基づく申込み理由の必要書類又はその写し

(貸付金50万円以下の連帯保証人)

第9条 借受額が50万円以下の場合に限り、自己の退職金が借受希望額に満たないときは連帯保証人(以下「保証人」という。)をつけることにより、借入れ申込をすることができる。

2 保証人は、原則として借受けようとする加入者と同一の団体(施設)における共済会加入者で、第3条に定める貸付資格を満たす者でなければならない。

3 保証人は、借受けようとする加入者の借受相当額以上の保証能力を持つ者でなければならない。

4 保証人が保証できる範囲は、保証時点における退職共済金相当額までとする。

5 保証人が、死亡した場合、同一の契約者の団体(施設)から転出した場合、共済加入を解除したときは、後任の保証人を定めなければならない。

(貸付の決定)

第10条 会長は、第8条に基づく借受申込書が提出された場合、申請の内容を審査の上貸付を決定する。

2 会長は、資金の状況により前項にかかわらず、貸付を減額又は中止することができる。

3 会長は、貸付を決定したときは、その旨借受けようとする加入者に通知しなければならない。

4 貸付の決定を受けた者は、金銭消費貸借契約証書(貸付様式第2号)を会長に提出し貸付金を受領するものとする。

(貸付申込日・貸付日)

第11条 貸付申込日は、別途定める毎月の締切日とし、貸付日は申込月の翌月の1日とする。ただし、緊急性があると会長が認めた場合の申込は、この限りではない。

(貸付決定の取消及び一括返還)

第12条 会長は借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸付の決定を取り消し、または一括返還させることができる。

- (1) この細則の定めに違反したとき
- (2) その他、貸付申込にあたり不適正な行為があった場合

(返還の方法)

第13条 借受人は、貸付を受けた月から、毎月、貸付金金額別返還表(別表2)に基づいて元利均等で返還を行うものとする。

2 借受人の所属する団体、又は施設の長は、借受人の同意を得て毎月給与金等を支給する際、貸付金金額別返還表に基づく返還計画表により返還額を控除して、これを借受人に代わって毎月末日までに指定された銀行へ払い込まなければならない。

3 貸付額が55万円以上の場合、月賦又は1月・7月の増額併用返還を選択することができる。

4 借受人の申請により、貸付金の残額を一括返還することができる。

(返還期間)

第 14 条 返還期間は、1 年単位で貸付金返還期間表（別表 3）に掲げた期間内とする。

(共済契約を解除したときの返還)

第 15 条 借受人が共済加入を解除したときは、貸付金の残額を退職共済金より控除し未返還金に充当する。ただし、借受人の申請により、貸付金の残額を一括返還することができる。

2 保証人をつけて借受をし、貸付金の残高が退職共済金に満たない場合は、貸付金の残額を期日を定めて返還させることができる。

(変更届)

第 16 条 借受人、保証人、または所属する契約者は、次の各号に掲げる事由が生じた時は、30 日以内に定められた様式に基づき文書で会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名に変更があったとき
- (2) 法人、団体の名称、又は住所に変更があったとき
- (3) 所属施設に変更があったとき
- (4) 共済加入を解除したとき

(委任)

第 17 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

第 2 条 この細則の施行前に貸付けられた貸付金については、旧細則の規程を適用する。

昭和 53 年 10 月 1 日	設 定
昭和 63 年 3 月 24 日	一部改正
平成 3 年 5 月 20 日	〃
平成 6 年 3 月 8 日	〃
平成 7 年 2 月 28 日	〃
平成 8 年 2 月 16 日	〃
平成 12 年 3 月 14 日	〃
平成 19 年 3 月 29 日	〃
平成 22 年 3 月 12 日	〃
令和 6 年 10 月 2 日	〃

(別表1) 貸付利率表

普通貸付	年 2.0 %
特例貸付	年 1.0 %

(別表2) 貸付金金額別返還表(抜粋)

(普通貸付)

普通貸付(2.0%)										
貸付金	元利均等月賦払い				月賦払い+増額払い					
	回数	1回目	2回目以降	計	回数	1回目	2回目以降	回数	増額時	計
10万円	12回	8,427	8,423	101,080						
20万円	24回	8,498	8,508	204,182	5~50万円は月賦払いのみになります					
30万円	24回	12,751	12,762	306,277						
40万円	36回	11,440	11,457	412,435						
50万円	36回	14,314	14,321	515,549						
60万円	48回	12,996	13,017	624,795	48回	7,794	7,810	8回	31,365	625,784
70万円	48回	15,185	15,186	728,927	48回	9,132	9,111	8回	36,593	730,093
80万円	48回	17,338	17,356	833,070	48回	10,420	10,413	8回	41,820	834,391
90万円	48回	19,531	19,525	937,206	48回	11,706	11,715	8回	47,048	938,695
100万円	48回	21,678	21,695	1,041,343	48回	12,994	13,017	8回	52,276	1,043,001
110万円	60回	19,283	19,280	1,156,803	60回	11,560	11,568	10回	46,456	1,158,632
120万円	60回	21,019	21,033	1,261,966	60回	12,649	12,619	10回	50,679	1,263,960
130万円	60回	22,761	22,786	1,367,135	60回	13,681	13,671	10回	54,902	1,369,290
140万円	60回	24,538	24,538	1,472,300	60回	14,711	14,723	10回	59,125	1,474,618
150万円	60回	26,302	26,291	1,577,471	60回	15,802	15,774	10回	63,349	1,579,958
160万円	60回	28,040	28,044	1,682,636	60回	16,836	16,826	10回	67,572	1,685,290
170万円	60回	29,785	29,797	1,787,808	60回	17,868	17,878	10回	71,795	1,790,620
180万円	60回	31,581	31,549	1,892,972	60回	18,962	18,929	10回	76,019	1,895,963
190万円	60回	33,320	33,302	1,998,138	60回	19,987	19,981	10回	80,242	2,001,286
200万円	60回	35,056	35,055	2,103,301	60回	21,019	21,033	10回	84,465	2,106,616
210万円	72回	31,011	30,975	2,230,236	72回	18,590	18,585	12回	74,632	2,233,709
220万円	72回	32,488	32,450	2,336,438	72回	19,475	19,470	12回	78,186	2,340,077
230万円	72回	33,891	33,926	2,442,637	72回	20,365	20,355	12回	81,740	2,446,450
240万円	72回	35,368	35,401	2,548,839	72回	21,251	21,240	12回	85,294	2,552,819
250万円	72回	36,843	36,876	2,655,039	72回	22,134	22,125	12回	88,848	2,659,185
260万円	72回	38,325	38,351	2,761,246	72回	23,021	23,010	12回	92,402	2,765,555
270万円	72回	39,802	39,826	2,867,448	72回	23,913	23,895	12回	95,956	2,871,930
280万円	72回	41,280	41,301	2,973,651	72回	24,797	24,780	12回	99,510	2,978,297
290万円	72回	42,761	42,776	3,079,857	72回	25,685	25,665	12回	103,064	3,084,668
300万円	72回	44,236	44,251	3,186,057	72回	26,570	26,550	12回	106,618	3,191,036

(特例貸付)

特例貸付(1.0%)										
貸付金	元利均等月賦払い				月賦払い+増額払い					
	回数	1回目	2回目以降	計	回数	1回目	2回目以降	回数	増額時	計
10万円	12回	8,376	8,378	100,534						
20万円	24回	8,417	8,420	202,077						
30万円	24回	12,633	12,630	303,123	5~50万円は月賦払いのみになります					
40万円	36回	11,273	11,283	406,178						
50万円	36回	14,088	14,104	507,728						
60万円	48回	12,773	12,756	612,305	48回	7,637	7,654	8回	30,678	612,799
70万円	48回	14,859	14,883	714,360	48回	8,942	8,929	8回	35,792	714,941
80万円	48回	16,995	17,009	816,418	48回	10,199	10,205	8回	40,905	817,074
90万円	48回	19,124	19,135	918,469	48回	11,463	11,481	8回	46,018	919,214
100万円	48回	21,258	21,261	1,020,525	48回	12,774	12,756	8回	51,131	1,021,354

(別表3)

貸付金返還期間表

貸付金額	返還年数	返還方法
5万円 ~ 10万円	1年	月賦返還
15万円 ~ 30万円	2年以内	
35万円 ~ 50万円	3年以内	
55万円 ~ 100万円	4年以内	月賦返還 増額月併用返還(選択)
105万円 ~ 200万円	5年以内	月賦返還 増額月併用返還(選択)
205万円 ~ 300万円	6年以内	月賦返還 増額月併用返還(選択)